



2022年9月29日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 屋 浩 明
(コード：1954 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 中嶋 規行
(TEL 03-5276-2454)

日本シビックコンサルタントに対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

2021年4月9日付「日本シビックコンサルタントに対する控訴の提起に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社の連結子会社である日本シビックコンサルタント株式会社（以下「当社子会社」）と大阪府との間の損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）の控訴審において、2022年9月29日に、大阪高等裁判所から判決の言渡しを受けたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 当社子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称：日本シビックコンサルタント株式会社
- (2) 住所：東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号
(なお、当社グループ内のオフィス再編により、2022年10月1日付けで千代田区麴町四丁目2番地に移転予定。)
- (3) 代表者：代表取締役社長 長崎 均

2. 本件控訴を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称：大阪府
- (2) 住所：大阪府中央区大手前二丁目1番22号
- (3) 代表者：大阪府知事 吉村 洋文

3. 訴訟の経緯及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の経緯

大阪府は、2014年6月19日付けで、当社子会社に対して、シールドトンネル詳細設計案件における不法行為責任を理由として本件訴訟を大阪地方裁判所に提起し、また、2016年2月29日付けで、関連する工事区間の事業費が追加対策工事により増加したことを理由として、本件訴訟において請求金額を増額する変更をしました。

当社子会社は、同社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断して争ってききました。

2021年3月26日付「日本シビックコンサルタントに対する訴訟の判決に関するお知らせ」で開示しましたとおり、2021年3月26日付にて大阪地方裁判所より、請求金額の一部である約2億2,074万円（遅延損害金相当額を除く。）の支払いを認める判決が言い渡されました。

大阪府はこの大阪地方裁判所の判決を不服として、大阪高等裁判所に控訴を提起しましたが、当社子会社は控訴審においても、同社に損害賠償責任はないものと判断して争ってききました。

(2) 請求金額

金6,189,741,835円及びうち金6,189,677,396円に対する平成20年（2008年）3月29日から支払済に至るまで年5分の割合による金員

4. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：大阪高等裁判所

判決日：2022年9月29日

5. 判決の内容の要旨

第1審被告（当社子会社）は、第1審原告（大阪府）に対し、金623,699,650円及びうち金394,563,007円に対する令和4年（2022年）7月6日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

6. 今後の見通し

本判決の結論について、当社子会社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。

今後の対応につきましては、判決内容を精査の上、訴訟代理人等と慎重に協議して決定してまいります。

本件訴訟に関しては、当社子会社において、2022年4月までに相当額（計6億円）の訴訟損失引当金を計上済みのため、本判決による当社の当期における業績への影響は軽微です。今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上